

(1) 一般区域の届出対象行為

行為の種類			一般区域の届出対象行為
建築物	新築または移転		H：13m または A：2000m ² を超えるもの
	増築または改築		A が上記を超えるもの ※増改築前の規模が既に対象規模を超えている、増改築する床面積の合計が 10m ² 以下の場合は対象外
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更		新築または移転の届出が必要な規模の建築物で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの
工作物	新設、または移転	さく、塀、擁壁等	H：5m を超えるもの
		鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等	H：15m を超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m かつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 15m を超えるもの
		風力発電設備	
		煙突等	
		物見塔等	H：13m を超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m かつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 13m を超えるもの
		彫刻、記念碑等	H：13m または A：2000m ² を超えるもの
		観覧車、コースター等	
		立体的施設（駐車場等）	
		製造施設（プラント等）	
		貯蔵・処理施設	
		汚物処理施設、ごみ焼却施設等	
		太陽電池発電設備	H：5m または A：2000m ² を超えるもの
	増築・改築		増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで上記を超える場合は対象 ※ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が 10m ² 以下の場合は対象外
	修繕、模様替え		新設または移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為			S：10000m ² または、のり面・擁壁 H：5m を超えるもの